

2019年度

公立大学法人高崎経済大学年度計画



2019年4月

2019年度 公立大学法人高崎経済大学年度計画

目次

- 1 教育研究等の質の向上
- 2 学生支援
- 3 地域・社会貢献及び国際化
- 4 業務運営の改善及び効率化
- 5 財務内容の改善
- 6 自己点検及び自己評価並びに情報の提供
- 7 その他業務運営
- 8 予算、収支計画及び資金計画
- 9 短期借入金の限度額
- 10 不要財産の処分
- 11 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- 12 剰余金の使途
- 13 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 教育の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 学生の育成

ア 「学位授与方針」の改正を行い、「学位授与方針」と教育課程とのつながりに
ついて学生に明示すること等により、「学位授与方針」に基づく適正な学位授与
を行う。

- ・カリキュラムマップに基づきカリキュラムを点検する。
- ・適正な学位授与を行うため、「学位論文審査基準」を学生に周知し、その基準に
基づき論文作成指導を行う。

イ 開講科目の履修系統を明確化し、学生が「教育課程編成方針」に即した履修
計画を組むことを容易にする方策を講じる。

- ・カリキュラムツリーを基に開講科目の履修系統を明確にする方策の導入を検討
する。

ウ 「学習成果評価方針（アセスメント・ポリシー）」を策定し、学生育成目標等
の達成度を測る。

- ・アセスメント・ポリシー策定のため、他大学等の状況を情報収集するとともに、
学生育成目標等の達成度を測るための点検指標の洗い出しを行う。

② 入学者受入

ア 大学、学部の目的等に沿った人材を獲得するため、現行の入試方法を点検し、
多面的、総合的に志願者の能力を測るための入試方法を改善する。

- ・高大接続改革に対応するため、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシ
ー）を見直すとともに、2020年以降の入学者選抜制度の詳細を設計する。

イ 本学を志す受験生及び関係者に対して積極的に情報を提供するため、大学訪
問の受入れ、高校訪問の実施など、全学一丸となった戦略的な広報活動を行う。

- ・西日本での広報活動を強化するため、新たな地方試験場を開設するほか、戦略
的な大学説明会や高校訪問を実施する。

ウ 特別入試の合格者を対象に入学前教育の改善を図り、入学時までの学力の向
上、本学での学びへのモチベーションを高めることを目指す。

- ・初年次カリキュラムに接続する入学前教育の教材を開発するなど、新たな入学
前教育の実施に向けた準備を行う。

③ 全学的な教学マネジメントの確立

ア 経済学部国際学科を開設し、専門科目の授業の一部を英語により実施する

ほか、国際経済・国際経営関連科目を充実させるなど、グローバル時代に対応した人材を育成する。

- ・国際学科に決定した学生を、海外語学研修・海外フィールドワーク等に派遣する。
- ・必修英語履修者に課している TOEIC 試験の結果を分析し、今後の方針の検討を開始する。

イ 地域政策学部は、日本の地域政策における教育研究のフロンティアとして、政策法務、地域づくりなど地域自立に関連する科目を拡充強化し、各学科のあり方を見直し、地域貢献ができる人材の育成機能を強化する。

- ・2021年度の新カリキュラムの導入に向けて、新カリキュラムのコンセプトの検討を始める。

ウ 高崎経済大学生共通の基礎的能力の基盤となる英語や日本語運用能力などの科目を全学共通化するとともに、その教育を推進する体制を整備する。

- ・基礎的能力を獲得するための全学共通科目を統括する組織を開設する。
- ・必修英語科目を共通カリキュラムにしたことによる効果検証を行い、必要な改善措置を取る。
- ・地域政策学部の新たな「初年次ゼミ」について実施結果を検証し、必要に応じ改善につなげる。

エ 能動的学修（アクティブ・ラーニング）の拡充強化や、学生が学修成果を可視化できる仕組みを構築するなど、学生を積極的な学びへと導くための方策を講じる。

- ・学部が展開するアクティブ・ラーニングについて定義し、FDを実施する。
- ・学部が展開するアクティブ・ラーニングの定義に基づき、定義したアクティブ・ラーニングの実施状況について調査する。
- ・学修成果を可視化できる仕組みについて、情報収集を行い、導入を検討する。

④ 教育の改善

ア 授業評価アンケート、ピアレビュー及び学生、卒業生に対する調査の継続など、多面的な評価を実施し、その結果を基にFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を行う。

- ・授業評価アンケートのアンケート項目を点検し、改善する。また、学生からの意見を反映させる仕組みについて検討する。

- ・卒業生アンケート及び学生生活実態アンケートを検証し、FDを開催する。
- ・ピアレビューを促進する。

⑤ 社会貢献できる人材育成

ア まちなか教育活動センターが運営する「cafe あすなろ」での活動の拡充を図るとともにこれを通じて、座学にとどまらず実社会において社会貢献活動を体験することにより、有為な人材を育成する。

- ・学生の取組状況を把握するため、月2回店舗にて行われる店舗会議に職員が出席する。

イ 高崎経済大学生により組織された社会貢献活動団体に対して、認証を行うことにより、社会貢献活動の円滑な実施や社会貢献活動団体組織の適正な運営に資するための積極的な支援を行う。

- ・社会貢献活動団体の活動が認証基準に合致しているか確認を行い、認証する。また、社会貢献活動団体に認証された場合には、大学として継続的にその活動を支援する。
- ・学生ボランティア活動支援室を設置し、ボランティア活動に参加したいという意欲を持った学生とボランティア要請団体とのマッチングを行う体制が整った。引き続きマッチングを行っていくとともに、ボランティア活動希望学生への保険加入推進や事前研修を行う体制を整えていく。

(2) 研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 研究水準の向上

ア 個人研究費及び学内競争的資金の有効活用を図り、大学としての重点研究を推進する。

- ・学内競争的資金が、科学研究費補助金等の外部資金獲得推進に寄与し有効活用されるよう、助成基準等を見直す。

イ 先進的・実証的な研究や基礎的・理論的な研究等により、現代社会の複雑化・多様化する諸問題の解決に取り組む。

- ・科学研究費補助金等の外部資金で行った研究について、ホームページ等で積極的に情報発信を行う。
- ・教員が研究に取り組みやすい環境を整備する。

ウ 公立大学の特性を踏まえ、地域産業・地域経済・地域社会に貢献できる実践的研究を推進する。

- ・高崎商工会議所と連携し、高崎市の製造業についての研究を推進する。また、地域課題研究費助成を継続し、高崎市との連携事業である地域課題研究を推進する。

エ 地域と世界を結びつける幅広い視野をもつ研究を行い、海外提携校との学術交流や海外の研究者との共同研究を実施する。

- ・海外提携校との学術交流や共同研究を実施するため、各種条件について検討する。

② 研究の実施体制

ア 教員が研究支援に求める多様なニーズを日常的に把握し、より研究しやすい環境を整備する。

- ・研究環境に関するアンケート調査結果を基に、より研究しやすい環境を整備する。

イ 海外提携校との学術交流を推進するとともに、海外の研究者との共同研究や連携による国際展開の可能性を検討し、海外とのネットワーク形成を促進する。

- ・海外提携校と国際シンポジウムを開催し、研究の発表を通じた学術交流を行う。

ウ 地域科学研究所のプロジェクト研究費を拡充し、地域社会の課題解決を念頭に学内外の研究者とともに先進的な研究プロジェクトを実施する。

- ・地域社会の課題解決を推進するためのプロジェクトに対して、研究費の拡充を検討する。

③ 地域科学研究所の研究成果の公表、発信及び評価並びに利活用

ア 研究プロジェクトの成果を毎年度刊行・公表するとともに、学外者を招いた研究会を実施し、その評価を行う。

- ・論文検討会を開催し評価を行ったうえで、研究プロジェクトの成果を刊行する。

イ 情報発信のため、研究内容について紀要「産業研究」を毎年度2回、研究所の活動について「ニューズレター」を毎年度3回発刊する。

- ・紀要「産業研究」及び「ニューズレター」を発刊し、所員の研究成果を広く発信する。

④ その他の研究成果の公表、発信及び評価並びに利活用

ア 教員の研究成果の所属学会などにおける積極的な発信をはじめ、学内の研究成果を国内外に広く発信する。

- ・ホームページ等で、教員の研究成果を国内外に情報発信するとともに、教員に対しては研究成果の積極的な公表を促す。

2 学生支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 学修支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 学位授与方針に定める能力獲得に向けた計画的履修を可能とするように、ガイダンスの内容を充実させるとともに、学部学年別にガイダンスを実施する。

- ・学位授与方針に定める能力獲得に向けた計画的履修を可能とするように、ガイダンスの内容を充実させるとともに、学部学年別にガイダンスを実施する。
- ・カリキュラムツリーを基に開講科目の履修系統を明確にする方策の導入を検討する。
- ・学位授与方針に定める能力獲得に向けた計画的履修を可能とするように、大学院生を支援するための具体的な枠組みの検討を引き続き行う。
- ・年度当初のガイダンスにおいて、大学院修了までの流れが把握できるように、口頭試問までのスケジュールを明示する。

イ 外国人留学生、社会人学生、障害のある学生を含む全ての学生に対する学修相談体制を整備し、学修しやすい環境を整備する。

- ・相談体制の現状を分析し、相談体制を整備する。
- ・障害学生等の修学を支援すると同時に、支援内容・方法を評価し、支援の充実を図る。
- ・留学生懇談会の内容を見直しながら開催する。

ウ ラーニングコモンズなど、授業時間外に学生が自由に利用できる設備を整備する。

- ・構内無線LANサービスを拡充し、学生のネット学習環境を向上させる。
- ・学生の主体的な学習の場となっている図書館1階多目的スペース・4階グループ研究室の備品等を点検し、利便性のよい環境を維持する。

エ 在学中にもかかわらず履修登録をしない学生への対応策を講じるとともに、休学・退学につながる気がかりな学生を早期に発見できる仕組みを構築する。

- ・気がかりな学生アンケートを継続的に実施し、フローチャートに基づき対応する。
- ・気がかりな学生発見後の支援体制を充実させる。
- ・教職員間での情報共有体制を構築・強化する。

オ 「知識習得」と「思考能力の獲得」のために、個人学習と共同学習の場を備えた図書館の整備を進めるとともに、学生が情報活用能力を習得できる専門研修の機会を拡充する。

- ・学生の情報活用能力を支援するために実施している電子データベースを中心としたセミナーについては、より多くの学生が参加できるよう実施時期や実施形態等をさらに見直す。

(2) 学生生活支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 生活支援

ア 臨床心理士を中心としたカウンセリング体制の拡充を図る。また、教員による相談体制のあり方や周知方法について検討し、機能の改善、充実化を図る。

- ・「こころのケアハンドブック」を改版し配布する。
- ・多様化する学生のニーズに対応した相談体制を整備する。

イ 部活動やサークル活動について、学生が自主的かつ積極的に活動できるような支援体制を整備する。また、課外活動やボランティア活動についても同様に支援体制を整備する。

- ・充実した支援のため、奨学奨励費について学生に周知する。
- ・支給基準について、随時評価見直しを行う。
- ・経済的支援の充実のため、糸井商事スポーツ活動奨励奨学金制度を開始し、保護者、学生に周知する。

ウ 学生生活実態アンケート調査や卒業生アンケート調査について、内容を見直しながら継続的に実施し、その結果を踏まえ、学生が充実したキャンパスライフを過ごせるよう環境を整備する。また、アンケート調査以外の方法で「学生の声」を収集する。

- ・学生生活実態アンケート調査の内容や方法を見直した上で、同アンケートを実施する。
- ・「学生の声」を収集するため、六者団体との協議を活用する。

エ ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが発生した場合に、学生が躊躇なく相談できるよう環境を整備する。

- ・相談窓口の周知や相談環境の点検により、ハラスメントの相談がしやすい環境を整備する。

オ 学生の健康維持・促進のため、健康診断の受診率向上を図る。また、学生が健康に関する正しい知識を持つよう、校医と連携しながら啓発活動を実施する。

- ・2019年度末には、健康診断の受診率を85%まで高める。
- ・健診結果を全学生に配布し、健康への関心を高めるとともに、健康な生活を送

れるよう必要な保健指導を実施する。

② 経済的支援

ア 授業料減免を必要とする学生に幅広く制度が適用されるよう制度全体の体系的見直しを行う。

- ・本学の減免制度の検証を行い、国の経済的支援制度である「高等教育の無償化政策」の動向を見ながら必要であれば減免制度の見直しを検討する。

イ 後援会、同窓会の奨学金に関しても、適切かつ広範に制度が適用されるよう選考基準などについて協議し、改善を図る。

- ・奨学金の選考基準や支給額について後援会・同窓会と協議する。

(3) キャリア支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア キャリア支援指針（キャリア形成年次ピラミッド）に基づき、学生が4年間を通じて体系的にキャリア形成できるよう支援を行う。

- ・指針に基づいた効果的な事業展開をするとともに、学生に対し年度当初の各学年別ガイダンス等で「キャリア支援指針」を提示・説明し、かつ、各学年で参加すべきセミナーを明示する。

- ・「キャリア支援指針」の再点検に向けて社会情勢を注視しながら情報収集を行う。

イ 進路決定届等を通じたアンケートを行い、キャリア支援体制に対する満足度やニーズを把握・検証するとともに、学生に対し最新の就職活動の動向を踏まえた、より効果的な支援を行う。

- ・年度当初ガイダンスでのアンケート結果や事業ごとのアンケート結果、学生の参加状況などから、センター会議やチーム内で支援事業の効果を検証し、より効果的な事業を提供する。

ウ インターンシップ活動について、就業体験の意義を教示するガイダンスの開催や有用な情報提供などを積極的に行い、職業の適性見極めのための環境を整備する。

- ・学生に向けたインターンシップ情報を積極的に発信するため、学内に企業を招く説明会を拡充する。また、他大学の動向などを参考に保険加入制度のありかたについて引き続き検討する。

エ 企業に対する本学のPR強化を図るため、採用側へのアピール手法を研究し、本学学生の魅力を発信できる広報誌を作成する。広報誌は各地域での情報交換会参加企業や来学した企業等に配布するなど、多様な機会を利用して提供する。

- ・更なる配布機会を発掘するため、キャリア支援センター運営会議において検討

するとともに、自治体や経済団体等への配布の可能性について調査する。

オ 同窓会との連携により、全国各地で活躍する卒業生から在学学生支援の協力を得て、学内外で就職相談会や模擬面接会を実施するなど、実践的なキャリア支援を拡充する。

- ・同窓会本部の協力を得て、同窓会支部総会の場などで全国各支部からの在学学生支援に対する協力を依頼することにより同窓生協力体制を拡充する。

(4) 学生団体の支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 大学公認団体に対する支援の充実を図る。また、各団体が相互の連携を深めるとともに、大学の各種行事へ積極的に参加するよう、施策を講じる。

- ・各公認団体の予算・決算を精査する。また、会議や調査を通じて、各公認団体の要望を把握する。

イ 大学公認団体の顧問や監督、学外指導者の実態を把握のうえ、学外指導者との明確な関係を構築し、連携を強化する。

- ・各団体に対して顧問・学外指導者の実態調査を行い、外部顧問と大学のかかわり方について検討をする。

ウ 学生が任意に設立した団体の実態や活動を把握し適切な指導や円滑な情報伝達ができる体制を構築する。

- ・任意団体として大学に登録しておくことのメリット（保険適用）などについて周知する。

3 地域・社会貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 高崎市をはじめとした、地域社会への貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 地域社会への貢献、市民への知の還元

ア 教職員・学生が、高崎市、地域団体、NPO等と連携して行うまちづくり活動を支援する。

- ・地域・社会貢献活動に参加する教職員及び学生の具体的な取組を地域・社会貢献白書として取りまとめ公表するとともに、学内の支援体制を整備する。

イ 市民の意見・要望等を幅広く取り入れた魅力的な公開講座等を開催し、生涯学習の拠点として高崎市民の学習機会を広く提供する。

- ・参加者アンケートを実施し、市民の意見・要望等を幅広く取り入れる。

ウ 市民を対象とした地元学講座やエクスカージョンの実施等、高崎市をはじめ県内各地の歴史、現状、課題等を学習する場を提供し、市民と共に高崎地元学を創造する。

- ・参加者アンケートを実施し、市民のニーズを幅広く取り入れた魅力的な課題を取り上げる。

② 地方公共団体との連携、産学官連携

ア 大学の研究支援事業として、教職員・学生が高崎市の中長期的課題を解決するための研究を推進する。

- ・地域連携課題研究等推進費の研究成果を検証し、研究費の有効活用を図る。

イ 地方公共団体、商工会議所及び企業等との連携により、経済・産業振興に関するニーズを把握し、受託研究、共同研究等に積極的に取り組む。

- ・高崎商工会議所と連携し、高崎市の製造業についての研究を推進する。また、地域課題研究費助成を継続し、高崎市との連携事業である地域課題研究を推進する。

③ 社会人教育の充実

ア 社会人に求められる政策立案能力の養成、企業人が求めるリフレッシュ教育等のニーズに応えるため、大学院への挑戦を広く地方自治体、経済団体、企業等に呼びかけ、大学院の認知度を高める。

- ・大学院進学希望者への情報提供の機会を拡充する。
- ・大学院修了予定者を対象とした修了生アンケートを実施し、その結果を分析し大学院改革につなげる。

(2) 国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 国外提携校との連携等

ア 海外留学及び学術交流のための国際的な大学間連携を積極的に推進し、現在8校の提携大学を20校以上とすることを目標とする。

- ・すでに協定を結んでいる大学と交換留学及び学術交流を推進するための情報交換を積極的に行うとともに、提携校数を16校へ増加させる。

イ 受入交換留学生のための住居等の生活環境及び全ての留学生のための各種相談対応等の充実等支援体制を整備する。

- ・交換留学生用住居に関するアンケートを実施し、課題・要望を把握する。

ウ 海外提携校との研究交流や国際的な研究を推進するために、国外の大学との

学術交流に取り組む教員を対象とした支援制度や国外の研究者の受入れ等、交流体制を創設する。また、論集の英文化等により、学内の研究情報を広く海外に発信する。

- ・国際シンポジウムを開催し、その成果を英文化して広く海外に情報発信する。

② グローバル人材育成

ア 学生の短期語学留学、海外フィールドワーク（専任教員企画）等の年間海外派遣数を、収容定員の10%とすることを目標とする。

- ・短期プログラム実施可能な提携校を拡大し、学生が参加可能なプログラムの選択肢を増やすことにより、海外派遣者数の増加につなげる。

イ 国際的なコミュニケーション能力を高めるため、イングリッシュ・カフェの充実など、英語に日常的に触れられる機会を拡充する。

- ・過去のイングリッシュ・カフェのアンケート結果を参考にし、より多くの学生がイングリッシュ・カフェに参加するようなイベントの内容について検討する。

ウ 受入交換留学生や外国人留学生と日本人学生との連携、協力、交流を促進する。

- ・留学生向けアンケートを実施し、日本人学生と留学生の交流を促進させるイベントの内容について検討する。

(3) 高大連携に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 高崎市教育委員会との連携協定に基づく高崎市立高崎経済大学附属高校との高大連携を推進する。また、本学学生と附属高校生が連携事業を通じて汎用的技能（論理的思考力、問題解決力、コミュニケーション能力等）を習得できるための支援を行う。

- ・高崎市立高崎経済大学附属高校との高大連携事業を新たな事業計画に基づき継続する。

イ 県内外高校からの出前授業依頼を積極的に受け入れ、高校生が大学教育に触れる機会を創出するとともに、本学教員と高校教員が意見交換を行うなど、高校への情報発信の場の拡充を図る。

- ・出前授業の効果を検証し、効果性の高い出前授業の派遣が行えるよう出前授業の受入基準を定める。

ウ 進学説明会やオープンキャンパス等で、高校生やその保護者と本学の教員及び学生との交流を図るための機会を拡充する。

- ・昨年度のオープンキャンパス及び県外説明会の実施内容を検証し、参加者の満足度が高くなるよう工夫して実施する。

4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 公益財団法人大学基準協会による認証評価結果を活用し、業務運営の改善を行う。

- ・認証評価結果における努力課題及び指摘事項について、全学の自己点検・評価委員会において改善報告書を作成する。

イ 本学におけるガバナンス体制の総点検結果を踏まえ、主体的・自律的に内部規則等を含めたガバナンス体制の点検・見直しを定期的に行う。

- ・ガバナンス改革に伴う規程改正の影響を調査した結果を受け、内部規則等の整備を行う。

ウ 教育研究や社会貢献の状況、大学内部の意思決定システムをはじめとしたガバナンス体制についての監査を強化する。

- ・教育研究審議会に法人監事が出席するなど、本学の教育研究における意思決定プロセスについて監査する。

エ 教員の教育活動や研究成果、地域・社会貢献活動など教員に係る情報を一括して収集整理し、研究者データベースを構築するとともに、社会的ニーズに対応した方法で公表する。

- ・地方公共団体、企業、団体等が情報を得られやすいように、ホームページの見直しや地域・社会貢献白書の発刊を行う。

オ 機能的な業務運営を行うために、情報の共有化・一元化についての点検及び見直しを行い、教育研究組織と事務組織の協働体制を強化する。

- ・他大学の先進事例や学内システムの現状・課題を明確にし、本学に必要なシステムの制度設計を検討する。

カ 入試事務の合理化を図るため、入学試験のウェブ出願を導入する。

- ・2020年に予定する入試制度改革(2021年度入学試験)に対応するため、ウェブ出願システムの改修設計を行う。

(2) 人事の適正化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 教職員の意欲向上や教育研究の質的向上を図るため、人事評価制度の再検討

に向けた調査・研究を行う。

- ・本学の人事評価制度の現状と他大学の導入状況の調査結果を踏まえ、人事評価制度の課題を洗い出し、その課題を解決するための方策について検討する。

イ 教職員のライフスタイルの多様性を尊重し、よりよい職場環境を整備する。事務職員においては、時間外勤務の削減と有給休暇取得率の向上を目指し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できるよう働き方の改革に取り組む。

- ・事務職員の時間外勤務時間の削減と有給休暇取得率の向上に取り組む。

ウ 大学職員としての能力向上のため、SD（スタッフ・ディベロップメント）研修内容の充実を図る。

- ・業務の高度化・複雑化する課題に対応していくための職員研修を行う。

エ 事務職員の外国語運用能力向上のため、各種研修や外国語運用能力試験の受験などを促進し、グローバル化の進展に対応した人材養成に取り組む。

- ・職員版「イングリッシュ・カフェ」と、職員海外派遣研修を継続して実施する。

オ 長期間にわたる経験、蓄積を必要とする教務、入試、キャリア支援等の部門は、プロパー職員が主力になって担えるよう、重点的な職員の配置を行う。

- ・大学事務職員の専門的知識を向上させる研修を実施する。

5 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

（1）外部資金の獲得、自己収入の増加に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 科学研究費助成事業の本学教員採択者の割合が研究代表者30%、分担者を含め50%を超えることを目標として、申請書レビューやアドバイザー制度等の支援体制を整備し、外部資金の一層の獲得を推進する。

- ・科学研究費助成事業への申請者を増やすための支援体制を強化する。

イ 他大学の先進的な取組、効果的な取組等について情報を収集し、本学の研究に効果的な取組を導入するとともに、研修等を実施し教職員のスキルアップを図る。

- ・外部資金獲得に向けた先進的かつ効果的な取組を推進するための情報を収集するとともに、教職員のスキルアップを図るための研修を実施する。

（2）経費の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 経営戦略の視点から、教育基盤の整備や各事業実施の優先順位を明確にし、

効果的な予算配分を行う。

- ・重点事業に予算を配分するため、事業の統廃合を検討する。

イ 管理経費について定期的に状況を把握し、効果的な執行を図る。

- ・管理的経費の縮減に向けて委託先や契約内容等の見直しを行う。

(3) 資産の管理運用の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 大学資産の利活用状況を調査し、その結果に基づいて共用・用途変更などを進める。

- ・施設の利活用方法を見直し、実施可能なものから順次実施する。

6 自己点検及び自己評価並びに情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 自己点検・自己評価に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 法人の経営及び財務状況並びに大学の教育、研究及び地域貢献に対する自己点検・自己評価を明確な根拠資料に基づいて実施し、その結果について公表するとともに、PDCAサイクルを展開する。

- ・他大学の実態を調査し、その中から先進事例をピックアップし、先進事例先へのヒアリング調査を実施する。

(2) 情報公開の推進及び広報活動に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 開かれた大学、顔の見える大学を実現するとともに、本学の多様なステークホルダーの期待に応えるため、広報チャンネルを整備し、機動的かつ戦略的な広報活動を展開する。

- ・新規広報戦略に基づき、効果的な広報活動を展開する。
- ・後援会、同窓会に対する広報活動を検討する。
- ・現行ホームページの掲載情報を整理し、閲覧者が目的の情報を探しやすいホームページへリニューアルを行う。
- ・ツイッターにおいて在学生及び高校生をメインターゲットにした積極的な情報発信をするとともに、ツイッター以外のSNS導入の検討を行う。

イ 外部機関による評価結果等への対応策について公表し、説明責任を果たす。

- ・地方独立行政法人法の改正により義務付けられた、法人評価結果への対応状況等の公表を行う。

7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

(1) 施設設備の整備、維持管理に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 中長期的な施設の整備計画を策定し、必要性の高い施設の早期着工を目指す。

- ・新文化サークル棟（仮称）の完成に向けて建設事業を進める。

イ 既存施設や設備の適切な維持補修を行い、ライフ・サイクル・コストの縮減を図る。

- ・維持補修計画を見直し、予防修繕を行う。

ウ 教育用PCの利用環境や大学事務運営に係る情報基盤関連について、計画的に整備・更新を行う。

- ・更新時期を迎える6号館PC教室機器について、利便性や効率性等の総合的な視点をもって更新作業を進める。

エ 知識のライフサイクル（創出、応用、保存、普及）の場である図書館において、快適な利用環境の向上を図るとともに、情報資源の拡充と設備の改善を進める。

- ・情報資源拡充の課題である書架不足に対応するため、冊子体から電子化への移行についての調査を行う。
- ・図書館の快適な利用環境を保つため、図書館設備をこまめに点検し異常や不具合を初期の段階で改修する。

(2) 法令遵守体制の充実と研究の健全化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 学内諸規程を含めた法令遵守の徹底及び危機管理体制の充実及び強化を行う。

- ・学内諸規程及び関係法令の遵守に係る実務レベルに対応した研修を複数回開催する。

イ 情報セキュリティポリシーに基づき、情報管理を徹底し、適時点検する体制を整備する。

- ・社会情勢の変化を考慮して情報セキュリティポリシーを見直し、引き続き理解を深められるよう研修等を実施していく。

ウ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に即し、学内関係規程の整備、不正防止計画の見直し、倫理教育の強化等による不正を事前に防止する

体制を整備する。

- ・文部科学省のガイドラインの改訂に併せて、学内規程の見直しを行っていく。
また、教職員や学生に対して研究倫理教育を徹底する。

エ 快適な教育研究環境と労働環境づくりのため、安全衛生研修の実施や安全衛生管理体制を強化する。

- ・衛生委員会による職場巡視の指摘事項を的確に把握し、施設修繕・改善につなげる。

(3) 人権尊重に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 人権侵害を防止するため、適切な相談環境及び事後対応体制を整備し、研修を通じて意識の啓発を行う。

- ・専門家の講師を招き研修を行い、教職員の自覚を促し、ハラスメントを防止する。

(4) 環境への配慮に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 省エネルギー対策の推進により、光熱水費の節減を図る。

- ・電気・水道使用量の公表など、継続的に省エネルギー対策に取り組む。

イ 二酸化炭素排出量削減に向け、高効率設備機器への更新を行う。

- ・エネルギー効率の調査結果に基づき、照明・空調機器を高効率機器へ順次更新する。

(5) 後援会、同窓会との連携に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 「オール高経」の力の結集・発揮に向けて、後援会や同窓会との定期的な情報交換を行う。

- ・意見交換の内容に基づき、可能な事業を検討し新規事業を実施する。

イ 各種行事において、後援会、同窓会、大学の三者の連携を強化するとともに、卒業生との結びつきを強化するため、ホームカミングデイの継続的開催など、卒業生が大学を身近に感じることが出来る機会の増加を図る。

- ・三者間で各種行事の情報共有を行う。
- ・ホームカミングデイに若い世代の人に来てもらえるような魅力あるイベント、講演を検討する。
- ・三扇祭における同窓会ブースの出展を検討する。

- ・ホームカミングデイ開催に合わせ同窓会を実施するゼミナール及び大学公認団体に対し、補助金を支給するなど、ホームカミングデイ参加の動機付け施策を検討する。

8 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算(2019年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	350
授業料等収入	2,545
受託研究等収入	20
補助金	1
その他収入	61
計	2,977
支出	
教育費	522
研究費	110
教育研究支援費	158
人件費	1,992
一般管理費	175
施設整備費	0
受託研究等経費	20
計	2,977

(2) 収支計画 (2019年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,994
經常費用	2,994
業務費	2,620
教育経費	408
研究経費	110
教育研究支援経費	90
受託研究等経費	20
人件費	1,992
一般管理費	168
財務費用	0
減価償却費	206
臨時損失	0
収入の部	2,994
經常収益	2,994
運営費交付金収益	344
授業料収益	2,095
入学金収益	282
検定料収益	133
受託研究等収益	20
財務収益	0
雑益	62
資産見返負債戻入	58
資産見返運営費交付金等戻入	48
資産見返物品受贈額戻入	10
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

(3) 資金計画 (2019年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	2,856
投資活動による支出	41
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	381
資金収入	
業務活動による収入	2,897
運営費交付金	350
授業料収入	2,050
入学金収入	282
検定料収入	133
受託研究等収入	20
雑入	62
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	381

9 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

3億円

(2) 想定される理由

事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることがあり得る。

10 不要財産の処分

なし

1 1 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

1 2 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、翌年度以降の教育研究の質の向上並びに学生支援、組織運営及び施設設備の充実に充てる。

1 3 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

(1) 積立金の使途

なし

(2) その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし